



会 員 規 則

【2015年版】

目 次

1、	このクラブの目的とは	2
2、	クラブ創設の背景	2
3、	入会規定	3
4、	入会金・会費	3
5、	練習会・競技会規定	5
6、	検定制度	6
7、	チャンピオンシップ (射撃大会)	7
8、	チャレンジリーグ	7
9、	クラブ オリジナル ペナント	7
10、	クラブ オリジナル ピンバッヂ	8
11、	会員資格の失効	9
12、	クラブの活動における写真について	9
13、	届け出事項の変更	9
14、	会則の変更	10
15、	会計報告	10
16、	責任事項	10
17、	個人情報について	10
18、	クラブ組織および役割	10
19、	トラップ射撃のマナーについて	13

1、このクラブの目的とは

初心者を中心に、射撃を楽しみながらルールやマナーを覚え、技術的にも上達していただくためのクレー射撃クラブです。このクラブによって射撃を始めた人たちが、幅広い活動を行なっていけるようサポートすることを目的とします。

また、一般にも広くクレー射撃を知っていただくため、いろいろなメディアを利用し広報活動を行うと共に会員相互の親睦を計り品格のある射撃クラブとしていくことも目的とします。

なお当クラブが行うクレー射撃の競技種目はトラップ（TRAP）を基本とします。

2、クラブ創設の背景

プローバは、吉田銃器で銃を購入して射撃を始めた方に、永きに渡って射撃を楽しんでもらうために作ったクラブです。そのためには、「射撃の楽しさを知ってもらい、自分なりの楽しみ方を見つけてもらうきっかけが必要」という思いがクラブ創設に繋がりました。

プローバが競技会ではなく練習会を中心に活動しているのは、「基本を身につけたら、クラブの外の世界で自分にあった射撃を探して挑戦して欲しい」という設立当初の考え方にあり、プローバのポジションは、あくまでもスタートラインとしての射撃クラブということになります。

クラブ練習会でお茶やお菓子を用意する理由も射撃をしていない時間には会員同士でコミュニケーションをとり新しい何かを見つけて欲しいという思いであり、またクラブ独自の検定制度は、「目標を持って射撃を楽しんで欲しい」「自信を持って次のステップを考える目安になって欲しい」などといった思いから生まれたものになります。

そういった思いでスタートしたクラブの創設から時間の経過とともに、会員の方たちから「クラブの中に楽しみ」を求める声が増えてきました。そんな会員の皆さんの意見を基に射撃大会やチャレンジリーグといった「楽しんでもらうためのイベント」を加え現在に至っています。

3、入会規定

クラブに入会するには、下記のA項のうち1つに該当し、かつB項を満たした方に限ることとします。

また、入会手続きは、事務局である吉田銃器にて受付手続きを行うこととします。
(射撃場など吉田銃器以外の場所では、入会受付は致しません。)

- A、
- (1) 吉田銃器にて銃を購入して、射撃を始められる方。
 - (2) 主に吉田銃器にて装弾を購入している方で、初めての銃を所持して2年以内の方。
(ただしこの場合は、会長および事務局の承認を必要とします。)
 - (3) (1)に該当し入会する方の紹介者、付き添い者などで、主に吉田銃器にて装弾を購入している方。
- B、トラップ射撃用の銃を所持している(する)方。
- * 家族会員「4、入会金・会費(2) - I 参照」の場合は、家族のうち一人が入会規定の条件を満たしていれば入会を許可することとします。
 - * 再入会の場合は、スタッフの過半数の承認を必要とします。

《スタッフについては、「18、クラブ組織および役割(P.10)」の項目をご参照ください。》

4、入会金・会費

納付された入会金・会費等は、各会員への通信費、事務費などの一般経費の他、クラブ運営費、広報活動費などに役立てることとします。

また新しい案件・企画等に使用する場合は、会長、及び事務局の承認を受けることとします。

(1) 入会金

- I. 入会金は 10,000円とします。入会手続きが完了後、クラブワッペン及び会員証を交付します。なお入会金にはその年の年会費も含まれることとします。
(11月、12月に入会する場合は、翌年の入会扱いとします。)
- II. 再入会の場合、クラブワッペンを必要とする方は8,000円、必要としない方は5,000円とし、別途年会費を納付しなければならないこととします。
※再入会については、「3、入会規定」を参照

(2) 年会費

- I. 年会費は、個人会員の場合、毎月の案内状送付ご希望の方は 6,500円、希望されない方は 5,000円、家族会員（同じ住所で登録できる夫婦、親子、兄弟の会員）の場合は、上記個人会員の年会費を基準にお二人目から一人につき3,000円の加算といたします。

★クラブ事務局が発行いたしますインフォメーションやニュースなどはプロバホームページ内のメンバー専用ページで閲覧できますので、案内状の郵送をご希望されない方はホームページでご確認ください。なお専用ページをご覧になるにはIDおよびパスワードが必要となりますが、このID・パスワードについては毎年12月末から1月初めの間に変更することとし、新しいID・パスワードは、年会費を納付された方全員にお知らせすることとします。また案内状の送付を希望されない方は、年会費振込みのご案内についてもEメール、およびホームページ上でのご確認となります。よって郵便振込用紙が必要な場合は、練習会あるいは吉田銃器にてお受け取りください。

- II. 年会費の納付期間は、前年の11月1日から12月15日までとします。但し、12月15日が金融機関休業日の場合、前営業日までとします。（納付期間とは、クラブの指定口座に振り込まれた日を意味します。）

なお、期日内の納付方法は原則として郵便振替または銀行振込とし、よほどの事情が無い限り吉田銃器、および射撃場での翌年の年会費の受付はいたしません。（お振込み手数料については会員様ご負担とさせていただきます。）

また、期日内に納付が確認できない会員については、翌年からの案内状の発送、およびメンバー専用ページの新しいIDとパスワードの発行は致しませんのでご了承ください。

- III. 納付期間を過ぎた場合は、事務手数料として1000円を必要とします。なお納付については、お振込み以外に練習会・吉田銃器でも受付いたします。納付後、メンバー専用ページの新しいID・パスワードをお知らせします。また、希望者される方については、毎月の案内状の郵送を翌月より再開いたします。

- IV. 年会費未納の会員が練習会に参加する場合は、その練習会当日に年会費及び事務手数料を徴収することとします。

- V. 年会費を2年間未納とした会員は、会員資格が失効となります。

- VI. 前年の年会費を納めていない会員が新たに年会費を納付する場合は、事務手数料を含む前年未納分の年会費6000円も必要になります。

- VII. やむを得ない理由（海外転勤や病気等）がある場合、その旨を記した休会届けを事務局まで提出された場合に限り、その期間の年会費は免除とし2年以上の休会であっても退会としないこととします。ただしその期間、毎月の案内状の送付、およびメンバー専用ページのID・パスワードの発行はいたしませんのでご了承ください。

VIII. 年会費納入の拒否

「11、会員資格の失効」のいずれかの項目に該当すると見なした会員からは、年会費を受け付けしないこととします。納付期限内外に関わらず、年会費の納入を確認した場合は、理由を説明したうえで返金させていただきます。

(3) 練習会の当日会費

練習会当日の会費（参加費）は、1,000円とし、クレー代、装弾代は各自負担とします。ただし射撃大会など練習会以外の活動を行う場合の会費は、別会費とします。また、会員以外の方がゲストとして練習会に特別参加する場合（入会手続き前の方も含む）は、当日の会費を2,500円とします。

※ 射撃場によっては、クレー代、及び射撃場使用料を事務局が代行し徴収する場合があります。

(4) 会費（入会金、年会費、当日会費）の徴収はスタッフが行い、管理については事務局が担当することとします。

(5) クラブワッペンを紛失等の理由により購入する場合は、1枚につき2600円にて販売いたします。

5、練習会・競技会規定

(1) 練習会及び競技会（射撃大会）は、毎月第2土曜日を基本とし、会員には前もって案内状を送付、あるいはホームページにてご案内することとします。
(ただし毎年秋に開催する射撃大会の場合、練習ラウンドはありません。)

(2) 練習会及び競技会の年間の日程は決まり次第、一覧表にして会員に送付、あるいはホームページにてご案内することとします。また変更があった場合は、変更の案内を通知することとします。

(3) 練習会及び競技会は、エントリー制とし、参加希望会員は、開催日2日前までに事務局へ連絡することとします。
ただし特別な企画、行事などを行う場合は、別途エントリー期限を通知することとします。

(4) 練習会及び競技会の当日は、射撃場を借り切る都合上、参加受付時間を設けることとします。ただし、受付時間に遅れる参加会員は、事前に事務局まで連絡をいれることとします。

(5) 練習会及び競技会の運営は、スタッフを中心に行います。

(6) 練習会は、初心者の会員を中心に考えて行います。

(7) 練習会及び競技会では、射撃ベストを必ず着用し、そのベストにクラブワッペン（検定合格ワッペンのみも可）及び名札を付けることとします。
ただしクラブ公認射撃ウェア（クラブ名が刺繍されているベストあるいはジャケット）を着用の場合は、クラブワッペンをベストに付ける必要はないこととします。

- (8) 名札についてはクラブの所有物となりますので、練習会当日、参加時に配布し終了後は返却するものとします。
- (9) 練習会及び競技会では、イヤープロテクター、あるいは同様の耳の保護物を必ず着用することとします。
- (10) 練習会及び競技会では、破砕防止加工シューティンググラス、あるいは同様の目の保護物を着用することとします。ただし事務局が認める やむを得ない理由がある場合は着用しなくても良いこととします。
- (11) 練習会及び競技会に参加する場合、以下に掲げる服装と装備を禁止します。ただし事務局が認める やむを得ない理由がある場合は使用しても良いこととします。
- I. つま先やかかとが開いている靴類、サンダル、もしくは似た履物。
 - II. シャツ、T シャツ、あるいは同様の洋服で袖がないもの（ノースリーブの洋服）。
 - III. カモフラージュ（迷彩）柄の生地で作られた洋服。
- (12) クラブ公認の競技会（射撃大会）に参加する場合、及び何かしらの取材のある練習会に参加する場合は、ジーンズ（ジーパン）の着用を禁止します。
*取材がある場合は、事務局より E メールにて通知いたします。
- (13) 練習会の終了時間は、射撃場の事情、参加人数等の状況を事務局が決める事とします。なお各自の終了時間は、原則として自由とします。
- (14) 初めて間もない会員が練習を行う場合には、できるだけスタッフが付き添い、ルールやマナーを中心に基本となる射撃を指導することとします。
なおスタッフが付き添わない場合は、安全やマナーに注意をして自己責任において練習を行うようにしてください。
- (15) 練習会及び競技会は、雨天でも行うこととします。ただし、台風など天候の影響で射撃場へ向かうことが困難または危険と判断した場合は中止とします。
(中止する場合は、エントリーのあった会員にのみ、電話またはメールにて連絡することとします。)
- (16) 練習会及び競技会に参加する会員が使用する銃および装弾は、吉田銃器にて購入したものに限り、こととします。ただし銃の使用に関しては、会則 3、入会規定 A - (2) および (3) の条件にて入会した場合、あるいはこのほか特別な事情があり会長および事務局が了承している場合については使用を許可することとします。

6、検定制度

(目的) 初心者に目標を持っていただくため、また技術の向上を目指すための制度です。
なお射撃大会での個人戦（新人戦を除く）、およびチャレンジリーグは検定合格者のみが参加できることとなります。

(検定内容)

- (1) 2ラウンド（50個撃ち）で行い、合計点が35点以上を合格とします。

(2) 合格者には、ゴールド・ワッペンが贈呈します。

* 検定に合格した会員は、練習会参加時、当日着用の射撃ベスト（クラブ公認ベストを含む）にゴールド・ワッペンを付けなければならないこととします。

(3) 検定は、毎月の練習会で行います。受付時間は正午までとし、午後から検定を行います。

なお受付時間・開始時間は、状況により変更する場合があります。

(4) 検定は、原則として1日1回のみ行ないます。なお不合格となった場合は、次回練習会から再度検定を受けることができます。

(5) 検定費用は、1回2000円とします。なお1回目の検定で不合格になった会員は、2回目以降の費用を1000円とします。

また不合格の場合や途中棄権をされた場合でも検定費用の返却はできませんので予めご了承ください。

* ゴールド・ワッペンを取得した会員であっても、今まで通り練習会に参加できますが、このクラブが初心者中心のクラブであることを忘れないようにしてください。

7、 チャンピオンシップ（競技会）

毎年秋に射撃大会『チャンピオンシップ』を開催することとします。

『チャンピオンシップ』は、団体戦（ハンディキャップ制）および新人戦、個人戦（実射スコア）のカテゴリーで競うこととします。

この射撃大会は、会員の皆様に、競技としてのクレー射撃を体験し、その中で日頃の練習の成果を発揮していただく意味で行うものとなります。

なお大会ルールについては、初心者でも気兼ねなく参加できるような内容とし、詳細は大会前に通知することとします。

8、 チャレンジリーグ

検定合格者が参加できるその年のクラブチャンピオンを決定するプロバ選手権です。

チャレンジリーグは、クラス分けのためのプレシーズン、ファイナル出場権をかけたレギュラーシーズン、大会形式で行なわれるファイナルマッチの3ステージ制で構成します。

なおチャレンジリーグは公式セット（またはそれに近いセット）の射面を使用し、プレシーズン、レギュラーシーズンとも通常の練習会方式にてスコアを集計します。また決勝戦となるファイナルマッチはハンディキャップ制にて行ないますので、スコアが低い選手でもチャンピオンを狙うことができるコンペティション（競技会）になります。

（詳細は、別紙『チャレンジリーグ概要』を参照）

9、 クラブ オリジナル ペナント

クラブでは下記の3つの賞を用意し、受賞された方には『ネーム入り特製ペナント（額入り）』を贈呈いたします。なお受賞式は、翌年1月の練習会となります。

(1) 年間最優秀努力賞

- I. この賞は会員の中で1年間を通じて最もがんばって射撃に取り組んだ方へ贈られる賞となります。授賞式当日に、受賞者を発表します。
- II. 受賞するには...
 - 『毎月の公式練習会の参加回数』
 - 『射撃技術の進歩』
 - 『射撃に対する姿勢、心構え』
 - 『プローバの練習会以外における努力』...などを会長および事務局が総合評価し、受賞者を決定いたします。
ただし、その年度途中に入会された方は権利がありませんのでご了承ください。
また この賞は初心者の方のみと限定しているわけではありませんので、長年射撃を続けている方にもチャンスはあります。(連続受賞の可能性も当然あります。)
- III. 受賞者には副賞として、吉田銃器より『装弾500発』が贈呈されます。
- IV. 受賞者発表は、翌年1月の練習会となります。

(2) 初めての満射賞

この賞はクラブの公式練習会において初めて満射(25点パーフェクト!)を撃った方へ贈られる賞です。
ただしストレートのみで行ったラウンドでの満射は該当いたしません。

(3) 2ラウンド連続満射賞

この賞はクラブの公式練習会において2ラウンド連続満射(50点パーフェクト)を撃った方へ贈られる賞です。
なお、この賞は何度でも受賞が可能です。

10. クラブ オリジナル ピンバッジ

クラブでは下記の3種類のバッジを用意し、各条件に該当された会員には、その場でピンバッジを1個贈呈することとします。ただしストレートのみで行ったラウンドでの点数は該当いたしません。

(1) 初20点 バッジ (シルバー)

クラブの公式練習会において初めて1ラウンド20点以上を撃たれた方に贈呈いたします。

(2) 25パーフェクト バッジ (ゴールド・ブルー)

クラブの公式練習会において25点パーフェクト(1ラウンド満射)を撃たれた方に贈呈いたします。

(3) 50パーフェクト バッジ (ゴールド・ブラック)

クラブの公式練習会において50点パーフェクト(2ラウンド連続満射)を撃たれた方に贈呈いたします。

1 1、 会員資格の失効

下記の事項に該当した場合は、会長および事務局の承認を得た上で、会員の資格を失効することとします。

なお、脱会、除名その他の事由によって会員資格を損失しても、既納の会費、その他拠出金は返金しないことといたします。また、会報の郵送やメールの配信も停止となります。

- (1) 当該会員が、本会則に違反した場合。
- (2) 当該会員の社会的信用状態が、著しく低下した場合。
- (3) 当該会員が、2年間にわたり年会費を納入しなかった場合。
- (4) 当該会員が、ほかの会員に対して一方的に迷惑を掛けたと認められた場合。
- (5) 当該会員が、当クラブの名誉を傷つけたと認められた場合。
- (6) 当該会員が、当クラブの活動、運営等を妨げる者と判断された場合。
- (7) 当該会員に、吉田銃器の営業を妨げる言動が認められた場合。
- (8) その他、当該会員を当クラブ会員として不適格であると判断した場合。

1 2、 クラブの活動における写真について

- (1) クラブの活動等の写真をクラブのホームページに掲載し一般公開する場合は、原則として、横 130px、縦 95px の大きさとし、被写体となる個人の顔が認識できないことを基準とします。なお個人の顔が認識できると判断される写真を使用する場合は、該当する会員の許可を得た上で使用することとします。
- (2) クラブの活動等の写真をメンバーズ専用ページ、および会員に毎月発行するインフォメーションに使用する場合は、一般公開にはならないため上記(1)の基準は適用となりません。
- (3) クラブのホームページで使用している画像は、事務局の許可なく複製、転用等する事を禁止します。
- (4) クラブの活動等の写真を撮影し、その写真をホームページ等にて一般公開する場合は、後姿であっても写っている人の許可を得てから使用するようになしてください。
- (5) 練習会にて射撃の動画を撮影する場合、撮影対象の人は元より同じ射団のメンバーにも許可を得てから撮影をおこなってください。(撮影の理由が、自分のフォーム確認など個人的な理由であっても例外ではありません。)

1 3、 届け出事項の変更

会員の氏名、住所、電話番号、勤務先等に変更があった場合は、当該会員は速やかに事務局まで届け出るものとします。

14、 会則の変更

本会則の追加、または変更をする場合は、会長、及び事務局の承認を必要とし、事務局は、改正された会則を施行前に、会員宛てに通知するものとします。

15、 会計報告

毎年の会計報告は、1月の練習会で行うこととします。

16、 責任事項

当クラブの主催する練習会等においての事故、盗難等の問題について当クラブは一切責任を負わないことといたします。

また当クラブ会員（同伴者も含む）は自己の責に帰すべき事由により当クラブ、または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

17、 個人情報について

会員から得た個人情報についてはクラブ運営に必要な業務、または吉田銃器の業務のために使用するものとします。

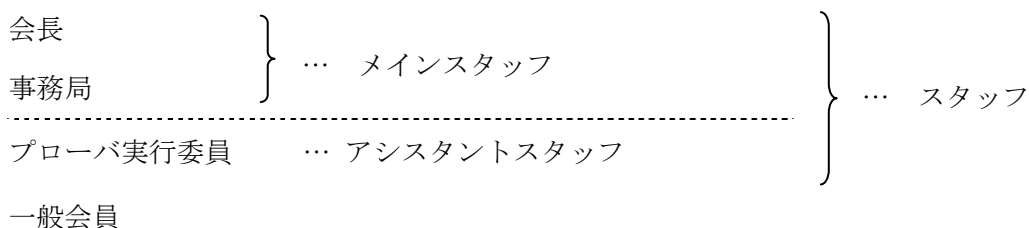
会員の個人情報を本人の承諾なく、本人以外の者に開示、提供することはいたしません。もし会員の住所や電話番号等、個人情報に該当する事項を知りたい場合は直接本人から得るようにしてください。

なお警察署、検察庁、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合は、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることがありますので予めご了承ください。

18、 クラブ組織および役割

本クラブは、会長及び事務局から成るメインスタッフ、クラブの運営をサポートするアシスタントスタッフ、及び一般会員で構成されます。

《 本クラブの組織 》



《 クラブ組織の役割 》

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括します。
- (2) 事務局は、クラブの活動を円滑に行なえるよう運営上の諸事務を担当し、運営を統括し、活動の目的を実現するためプローバ実行委員と連携しクラブの運営を行ないます。また運営上必要とする会員の個人情報の管理および会計管理を行ないます。

- (3) プロローバ実行委員は、一般会員の代表という意識を持ち、クラブの在り方を常に考え、事務局と連携しクラブの活動を円滑に行なえるよう運営をサポートします。
- (4) 一般会員は、会員規則を守り、クラブの活動を円滑に行なえるようスタッフに協力し活動に参加することとします。

《 スタッフの権限規定 》

(1) メインスタッフの任務

I. メインスタッフの責任

会長及び事務局で構成されるメインスタッフはクラブ運営のため本会則に規定されている業務（スケジュール企画策定、会計処理、入会承認、練習会実施等）に対する全ての責任を持ち、又その遂行に必要な全ての権限を持つものとします。

II. アシスタントスタッフに対する指示／要請及び権限委譲

メインスタッフはクラブ運営業務の一部または全部をアシスタントスタッフに指示／要請することで実行責任の移行を行い、又必要な権限を委譲する事ができることとします。

III. 指示／要請の成立及び責任の移行

指示／要請については口頭、書面等で行うこととし、アシスタントスタッフの受諾意思表示により完了するものとします。

指示／要請が受諾された場合、実行責任はアシスタントスタッフに移行しますが、結果責任についてはメインスタッフが持つものとします。

但しアシスタントスタッフの故意又は重大な過失により発生した事象についてはその結果責任を負わないものとします。

(2) アシスタントスタッフの任務

I. アシスタントスタッフの責任

アシスタントスタッフはメインスタッフからの指示／要請を受諾した場合、委譲された権限に従い、その範囲内で自律的な判断を含め具体的な運営実務を遂行する事に責任を持つものとします。

II. アシスタントスタッフの権限範囲

アシスタントスタッフの権限は、あくまでもメインスタッフからの指示／要請範囲内とし、その範囲を超えて判断、行動はせずに、裁量権外判断の必要に迫られた場合は必ずメインスタッフに上申し、その指示に従うものとします。

III. アシスタントスタッフの実行結果責任

アシスタントスタッフはメインスタッフからの指示／要請を受諾した時点で実行責任が移行され、その責任を持つ事になりますが、指示内容の結果責任についてはメインスタッフが持つものとします。

但し故意又は重大な過失によりメインスタッフから委譲された責任範囲外の行動により発生した損害についてはその結果責任をアシスタントスタッフが持つものとします。

《 アシスタントスタッフの選出 》

アシスタントスタッフは、下記の項目すべてに該当する会員の中から選出することとし、会長および事務局により決定します。

- (1) クラブ在籍が、3年以上であること。
- (2) 初心者に射撃の基本となる技術的アドバイスができる程度の能力が認められること。
- (3) スタッフとして、クラブに貢献する意志のあること。
- (4) 基本的に毎回練習会に参加できること。
- (5) 事務局より、アシスタントスタッフとしての指導を受けること。

《 アシスタントスタッフの解任 》

アシスタントスタッフが下記のいずれかに該当した場合は、スタッフの過半数の承認によってこれを解任することとします。

- (1) 本会則に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため任務の執行に堪えないとき。
- (3) 任務遂行の義務に著しく違反したとき。
- (4) その他当クラブのスタッフとして不適当であると思われる重大な理由があるとき。

クラブスタッフについては、メンバーズページで確認してください。

★ 会員の皆様へ

クラブスタッフは一般会員の代表として、ボランティアでクラブのサポートをしています。一般会員の方は、会員規則を守り、クラブの活動を円滑に行なえるようスタッフに協力し活動に参加してください。よろしく願いいたします。

プローバ事務局より

19、 トラップ射撃のマナーについて

下記の事項に注意をして射撃をしましょう。マナーさえ出来ていれば、どこの射撃場へ行っても周りの人に迷惑を掛けることはありません。プローバの会員として、きちんと射撃が出来るように心がけてください。

- (1) 自分が撃ち終わっても、隣の射台の人が撃ち終わるまで射台から出ないようにしましょう。
- (2) 前射台の人が撃ち終わらないうちに、次の射台の人は撃つ準備をしないようにしましょう。
- (3) 射台を移動するときは銃から弾を抜きましょう。特に5番射台から1番射台へ移動するときは、必ず5番射台の中で銃から弾を抜いて移動してください。
- (4) 銃に弾を入れてセットする時は、絶対引金に指を掛けないようにしてください。銃を構えてから引金に指を掛けるようにしましょう。
- (5) 弾を発射後、例え弾を撃ちきっていても、銃を折る時には銃口を人のいる方に向けないようにしてください。
- (6) 発射後の空ケースは、手で受け止めてから前方の籠に捨てるようにしてください。射台内、あるいは後方へ飛ばされた空ケースによって射手が転倒する危険があります。
※ ただし初心者で銃の操作がまだ不慣れな場合は、無理をして行う必要はないでしょう。
- (7) 6人で射台を利用する場合、25枚目を撃ち終わった時、1番最初に撃った人は5番射台の後ろで、その他の人は各射台で、最後の人が撃ち終わるのを待つようにしましょう。
- (8) 不発、または銃器故障の場合、銃口は前上方へ向け、銃を脇にしっかり保持し指示を待ちましょう。その際、銃口が横、または後ろに向かないよう注意してください。
- (9) 射撃をしている時の私語（特に大きい声）は慎んでください。また自分が射撃をしていない時に射台まで聞こえるほどの大きい声で話しをすることも慎みましょう。